第199回京都市大規模小売店舗立地審議会 議事録

日 時:令和6年8月27日(火) 午前10時~午前10時45分

場 所:京都市役所分庁舎4階 第4会議室

出席者:大庭委員、高橋委員、田中晃代委員、田中皓介委員、遠島委員、山川委員

議題1 委員紹介及び会長、副会長選出

会長に大庭委員を、副会長に田中皓介委員を選出

議題2 諮問及び届出者説明

令和6年3月届出案件 ケーズデンキ京都伏見店【変更】 (質疑応答)

- ●町鬼慢 住民説明会について、開催の周知や公告もされていたかと思うが、参加者がいなかったのはなぜか。どのように分析されているか。
- ●届出者 一般的に、新設でなく、変更の届出の際の住民説明会は、近隣住民の関心が低く、参加者が少ないことが多い。今回も変更事項が駐車場の減少ということで、住民の関心が低かったものと考えている。

普段から店舗周辺が混み合っている、入庫できない等、現状問題があれば、 まだ関心が高いかもしれないが、データが示すように駐車場台数としては過大 に設置されていることもあり、このような結果になったと考える。

- ●高橋委員 当該店舗はいつ新設されたものか。新設当初になぜこれほどの駐車場台数を 予測・確保され、実態と乖離が生じる結果となったのか確認したい。
- ●届出者 当該店舗は旧大店法時代から営業されてきた店舗であり、立地法施行(平成 12年)以後に建て替えられ、今に至っている。

当時からこの駐車場形態で営業してきたということもあるが、当時は家電は 直接店に行って見て買うのが当たり前の時代であり、今ほどインターネットの 普及も無く、今よりも駐車需要があったと考える。

- ●高橋委員 購買行動が変わり、インターネットで買う人が増え、自動車による来店客数 が減ったということで理解した。平成12年以降のピーク時駐車台数について は何台程度であったか。
- ●届出者 ピーク時駐車台数の調査は直近1年間で行ったため、当時の状況まで把握は していないが、来客数という点では、ここ5年大きく変化はない。
- 町齢が委員 確認だが、実態として、ここ 5 年間全く隔地駐車場は使われていなかったということか。
- ●届出者 5年間ずっと確認したわけではないが、来店客の動向として、基本的には店舗との距離が近く雨にも濡れない店舗1階駐車場を利用する中で、店舗1階駐車場部分のみで満車になることはない状況を鑑みると、隔地駐車場をお客様が

使われることは稀であると想定している。

● 町見ば員 既存店舗の利用実態(台数の算出根拠となるデータ)に基づき駐車場台数を減少させた場合、特異日等で台数が足りなくなるケースも多いと思うが、計画説明書では「駐車場が不足するようであれば、状況に応じて従業員用駐車場を開放する。」と記載されている。

店舗の従業員は何人いて、そのうち車で来られる人数は何人か確認したい。

- ●届出者 従業員自体も非常に少なく、店長と副店長、またそれぞれのフロアで正社員 2名+ヘルパー2名ずつ程度であるため、通常時で10名程度の出勤と考える。 そのうち全ての従業員が車で出勤する訳でなく、従業員用台数が満車になる事 や、来客用台数まで侵食されるという事も想像しがたい。
- ●山川委員 念のため確認だが、今後店舗面積を増やしたり、大きく業態を変えることで、 駐車需要が大きく変わる予定はないか。
- ●届出者 そのような予定はない。
- ●高橋委員 そのような駐車場の利用実態で、店舗の経営的には大丈夫なのか。
- ●届出者 ケーズデンキ京都伏見店としては、地主様と良好な関係であることや地域の 皆様からもご愛顧をいただき、約17年もの長期にわたり営業を続けることが できた。現状閉店の予定はなく、引き続きこの地で営業したいと考えている。
- ●大庭会長 駐車需要が非常に少ない中で、従業員数が通常時で10名程度であるならば、 隔地駐車場における来客用2台と従業員用21台について、必要ないのではな いか。あえて隔地駐車場を残した理由はあるのか。
- ●届出者 おっしゃる通り、当初はすべて隔地駐車場を返還する予定だった。しかし、 仮に隔地駐車場を全て返還し、跡地にマンション等が建設された場合、店舗の 外観が損なわれる(府道202号から見て店舗西側が見えなくなる)事になる ため、それを避ける意図から隔地駐車場の一部を残す判断とした。
- ●遠島委員 駐車場出入口の位置について、国道1号沿いの交差点を右折してすぐの出入口だが、今後も問題ないという判断をされているのか。
- ●届出者 これまでの営業の中で特段問題は生じなかったため、位置の変更は行わない。 ※追加資料請求はなし

議題3 報告事項

(報告内容)

- · 市意見通知(西友桂店)
- 今後の審議スケジュールについて

議題4 その他

次回の審議会については、現時点で特に非公開とすべき部分がないため、公開とする。

(以上)